諮問番号：令和２年度諮問第２号

答申番号：令和２年度答申第９号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年５月１０日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

本件処分に係る返還金・徴収金決定書の決定理由には、保護開始日である平成２９年９月２７日に遺産による収入、資力があったと記載されているが、まだその時点では相続の計算にも着手しておらず、保護開始日に資力があったというのは間違いである。保護開始日に資力がなかったことは明らかであり、どのような経緯で本件処分がなされたのか。

審査請求人の〇（以下「Ａ」という。）が亡くなったのは平成２９年４月９日であり、処分庁からは、保護開始時には遺産を相続したらそれまでにかかった保護費を遺産から返してくださいとしか言われていなかったが、平成３０年３月頃、急に医療費、訪問看護費、通所リハビリ費（以下「医療費等」という。）を１０割負担で返還するよう言われた。

医療費等を１０割負担として行われた本件処分は、処分庁の身勝手な判断ではないか。処分庁の説明の時期が不適切であり、全額を返還することは承服できない。

審査請求人の〇（以下「Ｂ」という。）からの借入金があったため、相続を放棄する意向を伝えたところ、放棄は認められないと言われ、無理やり相続しなければいけなくなったが、どのような法律等によって認められないのか一切説明がなく、不適切ではないか。

概ね、仕方なく認めるしかないという見解であるが、返還の納付方法が銀行振込か処分庁への持参に限定されることは絶対に承服できない。銀行までは車椅子とタクシーでしか行くことができず、郵便局でも納付できるようにしてほしい。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）相続財産の法第６３条に基づく費用返還について

審査請求人は、保護開始日（平成２９年９月２７日）には相続のための計算にも着手しておらず、その時点で資力があったというのは間違いであると主張している。

しかしながら、民法（明治２９年法律第８９号）第８８２条及び同法第８９６条により、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとされている。

したがって、処分庁が、「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問１３の６の答（２）に従い、被相続人であるＡの死亡日を「資力」の発生時点として本件処分をしたことに違法又は不当な点は認められない。

（２）費用返還額の決定について

法第６３条に基づく費用返還の対象となる「保護に要する費用」には、生活扶助や住宅扶助などのように金銭給付される保護費だけでなく、医療扶助や介護扶助など現物給付として行われる保護費も含まれ、現物給付の場合は金銭に換算して費用返還の対象額を算出するものと解されている。

よって、処分庁は、審査請求人が受領した相続財産（以下「本件相続財産」という。）が、保護開始以降の審査請求人に支給した保護費（医療扶助及び介護扶助に係る現物給付（以下「医療扶助等」という。）を含む。）を上回るため、法第６３条及び問答集の問１３の５の答（１）に照らし、審査請求人に対して支給した保護費全額を費用返還額として決定したものと認められる。

なお、審査請求人は、保護費の費用返還に医療費等が含まれることについての処分庁の説明が遅く、適切でない旨主張しているが、被保護者に法第６３条に基づく費用返還の義務が生じることは、事前の説明の有無や時期に左右されるものではないため、審査請求人の主張は採用できない。

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分に至る処分庁の判断過程に違法又は不当な点は見当たらず、審査請求人の主張は認められない。

なお、遺産を相続するか放棄するかについては本来自由であるが、本件においては、相続すれば最低限度の生活の維持に活用し得る資産となることから、処分庁は、審査請求人に対し、相続する方向で検討するよう助言したものと推認され、その判断が違法又は不当であるとまでは言えない。

また、審査請求人は、処分庁の対応や説明不足等について縷々不満を述べているが、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づく審査請求は、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分を対象とするものであることから、当審査の判断外事項である。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和２年６月４日　　　諮問書の受領

令和２年６月５日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：６月１９日

口頭意見陳述申立期限：６月１９日

令和２年７月２日　　　第１回審議

令和２年８月１２日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第２条は、「無差別平等」について規定しており、「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（中略）を、無差別平等に受けることができる。」と定めている。

（２）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、その第１項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により「（前略）この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（３）法第６３条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（４）民法第８８２条は、「相続は、死亡によって開始する。」と定め、同法第８９６条は、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。（後略）」と定めている。

（５）問答集の問１３の５の「法第６３条に基づく返還額の決定」の答（１）は、「法第６３条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」と記し、答（２）は、「しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、（中略）本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。（後略）」と記している。

（６）問答集の問１３の６の「費用返還と資力の発生時点」の答（２）は、「相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの（民法第８８２条、第８９６条）とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること（民法第９０９条）とされている。したがって、法第６３条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２９年４月９日、Ａが死亡した。

（２）平成２９年９月２７日、処分庁は審査請求人に対し、法による保護を開始した。また、同日の受付面接記録票に係る「来訪の目的・相談内容・困窮に至るまでの経緯等」欄には、「〇〔Ａ〕の遺産については、分割に関する事務を司法書士に依頼する予定とのこと（実家、株券等）」と記載され、「説明・指導内容」欄には、「相続財産の６３条返還についても説明、了承済み」と記載されている。

（３）平成２９年１０月２日のケース記録票には、処分庁は審査請求人に対し、保護のしおりにより生活保護制度について説明し、審査請求人が了承した旨が記載されている。

　　　また、処分庁は、審査請求人から、Ａの遺産があり今後財産分与を受ける予定である旨説明を受けたことに対して、保護決定後に遺産を受領すれば費用返還の対象になる旨説明し、審査請求人から了承を得た旨が記載されている。

（４）平成３０年３月２８日のケース記録票には、処分庁は、審査請求人から、社会人になってから生活費用等の面倒をＡ及びＢに見てもらい、総額〇〇〇〇〇万円の借金があるが、〇は自身と同様の援助をＡ及びＢから受けていないため、相続を放棄するとの説明を受けたことに対して、審査請求人が急迫状態にあり保護を開始したが、受領できる遺産がありながら放棄し保護を受け続けることは認められず、Ｂ、〇とよく話した上で相続を受けてほしいと伝えた旨が記載されている。

（５）平成３０年４月１８日のケース記録票には、処分庁は審査請求人に対して、同日付けでＢから審査請求人に振り込まれた〇〇〇万円がＡの遺産を相続したものであることを確認した旨が記載されている。

　　　また、処分庁は、審査請求人に対して、「支給した生活保護費、一時扶助費、及び医療費・介護利用料１０割分が全額返還になる旨」を伝えた上で、遺産の受領にかかった費用、生活を維持する上で不足しているものはないかを尋ね、審査請求人から「司法書士の利用料金は〇〔Ｂ〕が払い、生活に必要なものは全て買い揃えているので特にない」と回答を受けた旨が記載されている。

（６）平成３０年５月１０日付けで、処分庁は、審査請求人に遺産による収入があり、保護受給期間に支給した保護費については、保護開始日に発生した資力がありながら保護を受けたことに該当するとして、本件処分を行った。

　　　また、同日のケース記録票には、審査請求人から「遺産受領にかかった自己負担費用はなく、また生活に必要な物は特にない、との聞き取りをしており、自立更生における控除は行わない。」旨が記載されている。

（７）平成３０年８月３日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）資力の発生時点について

審査請求人は、保護開始日（平成２９年９月２７日）には相続のための計算にも着手しておらず、その時点において、審査請求人には資力がなかった旨主張する。

本件についてみると、処分庁は、審査請求人が平成３０年４月１８日に本件相続財産を受領したことから、保護開始日に資力があったとして、本件処分を行ったことが認められる。

法第６３条の趣旨は、前記１（５）のとおり、「資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとする」ことにある。また、相続開始の原因及び相続の一般的効力は、前記１（４）のとおり、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。

以上のことから、審査請求人は、Ａが死亡した日（平成２９年４月９日）に本件相続財産に係る権利を承継したこととなり、保護開始日には資力があったと解することができ、本件処分の基礎となる資力の発生時点に誤りは認められない。

（２）費用返還額の決定について

審査請求人は、医療扶助等を１０割負担として行われた本件処分は、処分庁の身勝手な判断である旨主張する。

本件についてみると、処分庁は、審査請求人が受領した本件相続財産が、保護開始以後審査請求人に支給した保護費（医療扶助等を含む。）を上回るため本件処分を行ったことが認められる。

法第６３条に基づく費用返還の対象となる「その受けた保護金品に相当する金額」の範囲内には、生活扶助や住宅扶助などのように金銭給付される保護費だけでなく、医療扶助等のような現物給付として行われる保護費も含まれ、現物給付の場合は金銭に換算して費用返還の対象額を算出するものと解される。

また、前記２（６）のとおり、本件処分に当たり、自立更生における控除についても一定の検討が行われていることから、処分庁が行った費用返還額の決定において、違法又は不当な点は認められない。

（３）本件処分における説明の不備等について

ア　審査請求人は、保護費の費用返還に医療費等が含まれることについての処分庁の説明が遅く、適切でない旨主張する。

被保護者に法第６３条に基づく費用返還の義務が生じることは、事前の説明の有無や時期に左右されるものではなく、仮に、費用返還の義務について審査請求人に対する処分庁の説明が十分でなかったとしても、そのことが直ちに本件処分の違法又は不当を導くものであるとまでは言えない。

イ　また、審査請求人は、Ａの遺産を相続する必要性についての法的根拠に係る説明がなかったことは適切ではない旨主張する。

　　しかし、審査請求人に対しては、遺産を相続することの必要性に関する説明はされており、また、前記１（１）及び（２）のとおり、利用し得る資産等を活用することは保護を受ける要件であることが定められていることから、保護の実施機関たる行政庁が被保護者に対して、最低限度の生活の維持に活用するために遺産を相続するよう助言することは、法の趣旨から逸脱するものとは言えない。

ウ　なお、審査請求人は、費用返還の納付方法が銀行振込か処分庁への持参に限定されることは承服できない旨主張するが、当該主張は、本件処分の違法又は不当を理由付けるものではないことから、上記判断を左右するものではない。

（４）以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

**第６　付言**

前記第５の３（３）アのとおり、審査請求人は、保護費の費用返還に医療費等が含まれることについての処分庁の説明が遅く、適切でない旨主張している。

本件についてみると、前記第５の２（２）及び（３）のとおり、処分庁は、保護開始に当たり、審査請求人に対して、費用返還に係る一定の説明を行っていたことがうかがえるが、前記第５の２（５）のとおり、医療扶助等に係る費用返還の具体的な説明については、平成３０年４月１８日に至るまで行っていないことが認められる。

もっとも、平成２９年４月１９日付けの受付面接記録票には、審査請求人に係る医療費等に係る記録があり、同年８月３１日付けの受付面接記録票には、審査請求人の健康状態や医療費等に係る記録のほか、Ａの遺産に係る記録があることから、処分庁は、保護開始時において、審査請求人に医療扶助等を含む保護費の返還の可能性があることを十分認識していたと言える。

そもそも、被保護者は、必ずしも医療扶助等による保護費の額を把握しておらず、とりわけ健康保険に加入していない被保護者にとって、医療費に係る費用返還については、俄かに理解し難い場合も多いことから、処分庁は面接等を通じて、審査請求人に医療扶助等を含む保護費の返還の可能性があることを十分に認識していたと言える以上、保護開始に当たって、医療扶助等に係る保護費は１０割分が費用返還の対象となる旨の具体的な説明を行うべきであった。

処分庁においては、被保護者との無用な行き違いが生じないよう、生活保護制度に係る説明は適切な時期に丁寧に行い、理解を得るよう努めることが望まれる。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）　谷口　勢津夫

委員　　　　　　高畠　淳子

委員　　　　　　濱　　和哲